

都市緑地保全法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案要綱

第一 都市緑地保全法施行令の一部改正

一 題名

題名を「都市緑地法施行令」に改めること。

二 緑地保全地域等

1 届出を要する緑地保全地域において緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為として、屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積<sup>たい</sup>を定めること。  
(第二条関係)

2 届出を要しない緑地保全地域における公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為として、河川の改良工事の施行又は管理、砂防工事の施行又は砂防設備の管理、下水道の排水管の設置又は管理等の行為を定めること。  
(第三条関係)

3 届出を要しない緑地保全地域における通常管理行為、軽易な行為その他の行為として、仮設の工作物の新築、木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採等の行為を定めること。

(第四条関係)

4 緑地保全地域及び特別緑地保全地区内において損失の補償が不要な緑地として、風致地区条例の規定による許可を受けた宅地の造成等により確保された緑地を定めること。  
(第五条関係)

### 三 緑化地域等

1 緑化地域内において緑化率規制の対象となる建築物の敷地面積を千平方メートルとすること。ただし、土地利用の状況により、市町村は、条例で、区域を限り、三百平方メートル以上千平方メートル未満の範囲内で、その規模を別に定めることができることとすること。  
(第九条関係)

2 緑化地域内において緑化率規制の対象となる建築物の増築の範囲を、床面積の合計が一・二倍以上増加する増築とすること。  
(第十条関係)

3 総合設計制度等が適用される建築物の緑化率の最低限度を、都市計画に定められた緑化率の最低限度以上であり、かつ、次の数値のいずれをも超えない範囲内で市町村長が定める数値とすること。

(第十一条関係)

(1) 十分の二・五

(2) 一から建築基準法第五十二条第七項等の規定に適合して建築物を建築することができる土地の面

積の敷地面積に対する割合の最高限度を減じた数値から十分の一を減じた数値

- 4 市町村長は、敷地面積が1の規模以上の建築物の新築等をする者に対し、緑化率の最低限度に関する基準への適合等に関し報告させることができることとともに、その職員に、当該規模以上の建築物等に立入検査をさせることができることとする事。
- (第十二条関係)

- 5 地区計画等緑化率条例の基準として、以下の基準を定めること。
- (第十三条関係)

(1) 建築物の緑化率の最低限度は十分の二・五を超えないこと。

(2) 次の適用の除外に関する規定を定めること

イ 敷地面積が一定規模未満の建築物の新築及び増築についての適用の除外

ロ 地区計画等緑化率条例の施行の日において既に着手していた行為についての適用の除外

ハ 床面積の合計が一・二倍を超えない範囲で増加する増築についての適用の除外

ニ 都市緑地法第三十五条第三項の規定の例による同項の建築物についての適用の除外

#### 四 市民緑地

- 1 市民緑地契約の締結を申し出ることができる土地又は人工地盤、建築物その他の工作物の規模を、

申出に係る土地の面積及び人工地盤、建築物その他の工作物の部分の水平投影面積の合計が三百平方メートル以上とすること。  
(第十五条関係)

2 地方公共団体が行う市民緑地の利便施設及び保全施設の整備に要する費用の補助率を二分の一とすること。  
(第十六条関係)

## 第二 都市公園法施行令の一部改正

### 一 立体都市公園

立体都市公園の設置基準として、当該立体都市公園を徒歩により容易に利用することができるように傾斜路、階段、昇降機その他の経路によって道路、駅等の施設と連絡していること及び標識等により当該立体都市公園に至る経路等を明示することを定めること。  
(第四条関係)

### 二 公園施設の建ぺい率制限

1 備蓄倉庫その他国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設について、百分の十を限度として都市公園法第四条第一項本文により認められる建築面積を超えることができることとすること。

(第六条第一項第一号関係)

2 休養施設又は教養施設である建築物のうち、文化財保護法の規定により国宝、重要文化財等として指定され、又は登録有形文化財として登録された建築物その他これらに準じて歴史上又は学術上価値の高いものとして国土交通省令で定める建築物について、百分の二十を限度として都市公園法第四条第一項本文により認められる建築面積を超えることができることとする。

（第六条第一項第二号関係）

### 三 他の工作物の管理者の権限

1 都市公園と他の工作物が相互に効用を兼ねる場合において、他の工作物の管理者が都市公園を管理するときは、当該他の工作物の管理者は、都市公園の区域を立体的区域とすること、公園一体建物協定を締結した旨を公示すること、公園保全立体区域を指定すること等の権限を行使できないこととする。

（第十条関係）

2 1の場合において、他の工作物の管理者が公園一体建物協定の締結及び公園保全立体区域に係る必要な措置の命令を行ったときは、公園管理者に通知しなければならないものとする。

（第十一条関係）

#### 四 工作物等の保管等の手続

除却を命ぜられるべき者を確知することができないため国の設置に係る都市公園の公園管理者が除却し、保管した工作物等について、公示事項、公示の方法、価額の評価の方法、売却の手続及び返還の手続に係る所要の規定を定めること。

(第三章関係)

#### 第三 首都圏近郊緑地保全法施行令の一部改正

都県が行う近郊緑地特別保全地区内の土地の買入れ等に要する費用の補助率を十分の五・五とすること。

(第四条関係)

#### 第四 近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令の一部改正

府県が行う近郊緑地特別保全地区内の土地の買入れ等に要する費用の補助率を十分の五・五とすること。

(第八条関係)

#### 第五 都市計画法施行令の一部改正

##### 一 都市計画に定める事項

緑地保全地域に関する都市計画に定める事項として、名称を定めること。

(第四条関係)

二 立体的な範囲を都市計画に定めることができる都市施設

立体的な範囲を都市計画に定めることができる都市施設として、公園、緑地、広場、墓園その他の公共空地を定めること。  
(第六条の二関係)

三 地区計画等緑地保全条例

地区計画等緑地保全条例により許可を要する行為を地区計画の区域内における行為の届出の適用除外とする等地区計画等緑地保全条例制度を創設したことに伴い地区計画制度に関し所要の規定の整理を行うこと。  
(第三十八条の七等関係)

第六 その他所要の改正を行うこと。